

平成29年第5回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成29年5月25日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第4・5会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第13号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第14号 農地法第5条の規定による届出について
日程第5 議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
いについて
日程第6 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
いについて
- 5 出席委員(15名)

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 岩 田 高 雄 | 2番 三 田 武 司 |
| 3番 中 村 勝 司 | 5番 比留間 梅 男 |
| 6番 橋 本 貴 夫 | 7番 森 田 真 一 |
| 8番 町 田 務 | 9番 石 川 文 男 |
| 10番 川 鍋 正 義 | 11番 関 田 文 吉 |
| 12番 二 宮 由 子 | 13番 内 野 貞 夫 |
| 14番 荒 幡 伸 一 | 15番 床 鍋 義 博 |
| 16番 押 本 信 夫 | |
- 6 欠席委員(1名)

| |
|------------|
| 4番 野 口 和 広 |
|------------|
- 7 出席した職員

| | |
|--------------|----------------|
| 事務局(1) 小 川 泉 | 事務局(2) 岩 田 豊 和 |
|--------------|----------------|
- 8 会議の結果
報告第13号及び第14号について専決処理を確認した。
議案第10号及び第11号について審議した結果、証明を発行することに決定した。

9 会議の概要

事務局（１） 会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告をいたします。

定数16、現員数16。野口委員からご欠席の連絡をいただいております、15名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（午後 2時00分）

◎開 会

議 長 では、ただいまより、平成29年第5回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局（１） （議事日程報告）

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は15番、床鍋義博委員、16番、押本信夫委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

◎報告第13号

議 長 続いて、日程第3、報告第13号 農地法第3条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２） （議事日程に基づき説明 1件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第13号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認ができておりますので受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第14号

議長 続いて、日程第4、報告第14号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2） （議事日程に基づき説明 4件）

議長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

1番、4番については、事務局の報告のとおりですので省略いたします。

2番の議案については報告をいただきます。

奈良橋地区担当、石川委員。

石川委員 それでは、ご説明いたします。

荒幡さんの件につきましては、平成29年4月27日木曜日午前10時に、現地にて、本人立ち合いのもと、転用する意思のあることを確認いたしました。

以上でございます。

議長 続いて、3番の事案について報告をいただきます。

芋窪地区担当、岩田委員。

岩田委員 中山さんの件につきましては、平成29年5月9日の火曜日に、現地で、所有者本人立ち合いのもと、転用する意思のあることを確認いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 報告いただきました。

報告第14号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしておりますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第10号

議長 続きまして、日程第5、議案第10号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願1件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（1） （議事日程に基づき説明 1件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請番号1番、並木さんの事案についてのご審議をいただきます。

本事案は、説明のとおり申請者の父である並木さんが農業に従事していたかをご判断していただくものです。死亡する前に、並木さんが営農していたかどうかについて、地区担当委員の意見を求めます。

蔵敷地区担当、内野委員。

内野委員 それでは、ご報告いたします。

並木さんにつきましては、死亡前、農業に従事していましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

現地の状況もあわせて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ないようですので、生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第11号

議 長 続きまして、日程第6、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より議案の朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議事日程に基づき説明 1件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。

申請番号1番、高橋さんの事案について審議いたします。

生前被相続人の高橋さんが農業経営を行っており、引き続き相続人であります高橋さんが農業経営を続けていく適格者であるか、また、申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当委員から、被相続人の農業従事の状況について意見を求めます。

芋窪地区担当、三田委員。

三田委員 では、報告いたします。

高橋フクエさんにつきましては、生前農業に従事していたことをあわせてご報告いたします。

以上です。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

床鍋委員 いいですか。

適格者であることに関しては問題ないと思うんですけども、これ、赤道のところには作物が植わっていたような気がします。そういったところに関して、今回のところの着眼点とは違うんですけども、その際に、あそこをずっと占有していると、占有権の問題とか後々出てくると思うので、そういったところを注意していただけるといいかなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

事務局（１） それでは、今、赤道のほうに耕作してあった件についてご質問を受けましたので、そちらについて農業委員会のほうの事務局の見解をご説明をさせていただきます。

本事案につきましては、武蔵村山市農業委員会のほうにも一応内容のほうは確認させていただいております。内容といたしましては、農地所有者の方のほうからも、そこが赤道であるならば、東大和市の道路管理側の管理状況も含め、きちんと対応のほうを今後図っていただきたいということもございましたので、あわせて農業者のほうに、この事案について、赤道の耕作についてはきちんとお伝えするとともに、市の道路管理のほうにも、その赤道の管理といった部分での業務にきちんと当たっていただくようにということで、お話をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

床鍋委員 はい。

議 長 では、質問についてはほかにございますか。

（発言する者なし）

議 長 では、特にないようですので、適格者と認定し、適格者証明書を発行することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 ご異議ないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行すること

に決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(午後 2時26分)